

## 第 5 1 回宮城県国土利用計画審議会

- 1 開催日時 平成 21 年 7 月 17 日（金） 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで
- 2 開催場所 宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室（仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号）
- 3 出席者  
委員 稲村肇委員，大槻憲四郎委員，木村美智子委員，木村敏男委員，相澤きよの委員，  
佐々木恵子委員，小関富雄委員，藤原範典委員，熊谷盛廣委員，井口経明委員，  
岩谷芳江委員，渡辺能久委員，櫻井やえ子委員  
事務局 佐藤企画部長，藤井企画部次長，相原土地対策課長，佐々木副参事兼課長補佐，  
山田課長補佐（計画指導班長），森主幹，千葉主幹，柳谷主査，佐藤主事

### 4 議 事

- (1) 宮城県国土利用計画（第五次）について
- (2) その他

### 5 会議の概要

- (1) 午前 10 時，司会の佐々木土地対策課副参事兼課長補佐が開会を宣言し，会議が有効に成立する旨の報告を行った。（委員 15 人のうち 13 人出席）
- (2) 佐藤企画部長のあいさつの後，稲村会長が国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき，議長となって議事に入った。
- (3) 議事の(1)について，相原土地対策課長及び千葉主幹が説明を行った後，質疑が行われ，「宮城県国土利用計画（第五次）」については，各委員から出された計画素案に対する意見を事務局で原案作成に当たって検討することとし，審議会を終了した。

### 6 議事録（発言要旨）

#### 事務局

これより議事に入りますが，国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により，会長が議長を務めますので，稲村会長に議事の進行をお願いいたします。

#### 稲村会長

それでは，規定に基づきまして，議長を務めさせていただきますので，よろしく申し上げます。はじめに本審議会は公開を原則としております。

ついては，本日の案件は，特に非公開とすべき個別案件がないものと判断し，公開することといたしましたので，御了承をお願いいたします。

次に，審議会運営規程第 5 条第 1 項により議事録署名委員を指名させていただきます。

本日は，木村敏男委員及び小関富雄委員のお二人をお願いいたします。

それでは，議題の「(1) 宮城県国土利用計画（第五次）」について，事務局から説明願います。

#### 相原課長

資料 1 から 3 及び資料 5・6 を説明

千葉主幹

資料4を説明

稲村会長

ただいま説明のありました内容について、御意見、御質問等はありませんか。

藤原委員

資料5の10ページの「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」の表についてです。

平成19年から平成32年にかけての数値の動きについて、構成比の欄を比較すると分かりやすいのですが、例えば農用地面積は1パーセント減少、森林面積は0.1パーセント減少、道路面積は0.2パーセント増加すると見込まれています。平成32年まで13年の期間がありながら、横這い、又は微調整の範囲内であり、ほとんど変化がみられません。ほとんど変化がみられないということは、県土の利用目的に応じて計画を進めていき、13年経過後はほとんど現状維持というようにとらえられるのですが、その意味合いはどのように理解したらいいのでしょうか。

相原課長

委員ご指摘のとおり、農用地面積については、基準年次の平成19年から目標年次の平成32年にかけて構成比で1パーセント減少しておりますが、まず、基準年次について若干ご説明します。先ほどの農地の規模の目標に関するグラフの説明の中で触れましたとおり、土地利用動向をより正確に反映させるため、近年の傾向を見極めることのできる平成19年を基準年次としております。

次に、一例として農地の規模の目標についてご説明しますと、これまでの減少傾向を基に平成32年の推計値を算出し、これに耕作放棄地対策による農地への復元という政策的な増加要素も加味して平成32年の農地面積を設定しております。農地については、宅地や道路などへの転用の必要性から、他の地目への転換がなされておりますが、地目間の土地利用転換については、全体として鈍化している傾向がございます。

そういった諸要素がある中で、県土の利用区分ごとの規模の目標を設定していることについて、御理解いただきたいと思っております。

藤原委員

少子高齢化の進展により、人口減少が予測されているよりも急激に進んできています。人口減少、高齢化の進展の中で、準限界集落が限界集落となり、限界集落が超限界集落となり、超限界集落がやがて消滅集落となることを見込まれています。限界集落の数は今ものすごい勢いで増えていますが、やがて消滅集落になれば、それぞれの集落は閉鎖されたような、集落地でなくなってしまう、ということが既に論じられてきております。

それにあわせて、都市計画も、中心市街地から郊外へのいわゆる拡散型から、中心市街地へのいわゆる回帰型にどんどん変わってきていて、今までのように市街化調整区域をいわゆる住宅地域にするということではなくて、逆の傾向もみられている中で、それとの関連はどのように理解したらいいのでしょうか。

相原課長

先ほどの回答と重複する部分もあろうかと思いますが、委員ご指摘のとおり、農山漁村においては、そういった傾向がみられるほか、少子高齢化という社会情勢の変化もみられるところです。

そうした中で、県土の利用区分ごとの規模の目標については、平成19年までのトレンドを基に平成32年の推計値を算出し、これに政策的な要素、及び人口減少等の社会的な要素を加味した上で平成32年の面積を設定しております。政策的な要素や社会的な要素を加味することによって、先ほど例としてあげた農地面積については、減少幅の縮小を見込んでいるということをご理解いただきたいと思っております。

藤原委員

資料5の10ページの「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」の表の中で、平成19年

から平成 32 年にかけて宅地面積の構成比が 0.4 パーセント増加すると見込まれています。人口減少や少子高齢化が進展する中で、それぞれの両親や祖父母からもらうという意味合いで、今子どもたちが 4 つのポケットを持っていると言われていています。住宅自体も子ども自身が新築しなくても、それぞれの親が亡くなった際相続により子どもが住宅を継承する可能性も高い中で、景気動向の影響にもよりますが、住宅地、マンションや建売住宅の売れ行きが落ち込んでいるときに、これほどの宅地面積の増加が見込まれているということをどのように理解したらいいのでしょうか。

#### 相原課長

宅地については、住宅地、工業用地及びその他の宅地で構成されております。

このうち「住宅地」については、県住宅課から基礎データの収集を行った上で、世帯数の動向や、既存の住宅ストックの有効活用を図るといった政策的な要素も考慮しながら、目標年次における面積を設定しております。

それから、人口減少や少子高齢化のお話がありましたが、その一方で本県の世帯数は、平成 32 年まで増加すると見込まれております。このような要素も加味して、住宅地面積の設定を行っております。

また、宅地のうち「工業用地」については、企業誘致の動向や既存の工業用地の活用状況を考慮しながら、「その他の宅地」については、この区分に含まれる用地の土地利用動向を考慮しながら、それぞれ目標年次における面積を設定しております。

これらの総和として、宅地の面積の構成比が 0.4 パーセント増加すると見込んでおります。

都市計画区域の中で、市街化調整区域を広げている状況もございます。そのような中で、宅地需要については、これまでの傾向で増えていくとは考えておりませんが、当面その需要は続くと思っております。このような要素も考慮しながら、目標年次における宅地面積を設定しております。

#### 藤原委員

資料 5 の 5 ページのハの「県土利用をめぐる新たな動きへの対応」の(イ)に「郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整」とありますが、「適正立地に向けた広域調整」の具体的な内容を教えていただけませんか。

#### 稲村会長

ただ今の御質問については、後ほど事務局から回答してもらうこととし、平成 19 年から平成 32 年にかけて農地面積や森林面積の減少が見込まれていることに関して、他の委員からもう少し御意見、御質問をお伺いしたいと思います。

先ほど、藤原委員から、平成 19 年から平成 32 年にかけて農用地面積や森林面積の動きが小さいのではないかとお話がありましたが、私はそれとは逆に考えております。資料 5 の 10 ページの「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」の表の中で、例えば、農地は 74 平方キロメートル、すなわち 7,400 ヘクタールの減少が見込まれていますが、これはかなり大きな減少幅だと思います。しかし、具体的な内容をみると、これまでのトレンドから推計すると 9,000 ヘクタールの減少が想定されることに對し、何とか政策的に 1,600 ヘクタール維持して、7,400 ヘクタールの減少にとどめようという目標になっています。それ自体意義のあることですし、1,600 ヘクタールの減少幅の縮小はかなりの削減努力の現れだと思います。

一方、道路面積は逆に 17 平方キロメートル、すなわち 1,700 ヘクタールの増加を見込まれていますが、これは幅員 25 メートルの四車線を例にあげますと、680 キロメートルの道路を新設しないと達成できない数値です。今般の厳しい財政状況を考慮すると、道路面積が 680 キロメートルの道路新設に相当するくらい増加すると見込まれていることについて、過大な見込みではないかと感じております。

また、平成 19 年から平成 32 年にかけて住宅地面積が 1,100 ヘクタール増加すると見込まれていますが、これも今の時代にそぐわない内容ではないかと感じております。

私は、最近まで仙台市都市計画審議会の会長を務めておりましたが、先般開催された審議会において、線引き変更、すなわち市街化調整区域から市街化区域への編入要望案件をおさえにおさえたところですが、おそらく線引き変更は、今回の定期見直しは最後となり、次回の定期見直しではゼロ

に近い形になるだとうと思います。ぜひ、このような要素も考慮に入れていただきたいと思います。

一方で、森林面積は減少が見込まれておりますが、何とか増加に転じさせることはできないものかと感じております。農地や森林をはじめ県土の利用区分ごとの規模の目標をどのような方向に設定していくかという点は、第五次計画の特徴の方向付けにおいて基本的な部分をなすと考えられますので、この点に関して、もう少し御意見、御質問等をいただきたいと思います。

岩谷委員

資料6の新旧対照表の14ページの「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」の表についてです。

農用地について、構成比の欄をみると、第五次計画素案では平成19年から平成32年にかけて1パーセント減少しています。また、平成32年の構成比18パーセントは、第四次計画における平成22年の構成比18.6パーセントよりもさらに減少しています。

現在、食料自給率を上げていかなければならない状況にあり、農地を保全していくことが問われている中で、なぜ第四次計画よりも構成比がさらに落ち込む形で農地面積の減少が見込まれているのでしょうか。

相原課長

ただ今の農地の規模の目標に関する御質問については、先ほどの他の委員からの御質問と同様の趣旨と理解させていただき、お答えします。

平成32年における農用地の構成比18パーセントは、第四次計画における平成22年の構成比18.6パーセントよりもさらに落ち込んでいるというご指摘でございます。先ほどの回答と同じ内容もあるかと思いますが、農地の規模の目標については、これまでの減少傾向から推計すると90平方キロメートルの減少が想定されますが、耕作放棄地対策による農地への復元等の政策的な増加要素を加味しますと、減少幅が16平方キロメートル縮小し、74平方キロメートルの減少にとどまるものとしたものです。

しかし、全体としては、宅地や道路などへの転用の必要性から、他の地目への転換がなされておりますので、農地面積が横這いになるとか、構成比が同じになるという傾向は見いだせなかったものです。

耕作放棄地対策に係る予算については、県においても今年度予算措置されており、耕作放棄地の発生防止及び農地への復元に向けた取組が展開されております。今回の素案の中で新たに打ち出しました「自然的土地利用の維持を基本とする」という方向にそって、農地に関する施策などが展開されていくと考えております。

なお、第五次計画を策定した後の県土の利用区分ごとの規模の目標の進行管理に関してですが、資料5の18ページの(9)の「指標の活用」の中に、「計画策定後概ね5年後の総合的な点検の実施」を新たに盛り込んでおります。その時点で規模の目標も含めて総合的な点検を行い、必要があれば計画の見直しを行うこととしております。

大槻委員

県土の利用区分ごとの規模の目標の設定方法について、お伺いします。

今回は、どのような統計手法を用いて規模の目標を設定されたのでしょうか。また、誤差の範囲はどのくらいとみているのでしょうか。

相原課長

県土の利用区分ごとの規模の目標の設定方法ですが、基本的には、道路、河川のように個々の事業計画の中で予め平成32年までの面積が把握できるものは、計画の中に位置付けられている数値を採用するという方法をとっております。

一方、そのような計画の中で予め面積がわからない地目については、これまでの増減傾向を基に政策的な要素、及び人口減少等の社会的な要素も考慮して平成32年の面積を設定しております。

大槻委員からお話のあった統計的手法ではなく、このような方法により県土の利用区分ごとの規模の目標を設定していることについて、御理解いただきたいと思います。

#### 大槻委員

以前もこの会議の場で、県土の利用区分ごとの規模の目標に関しては、計画とはいっても「外挿」、つまりそれまでの変化の傾向を未来に向かってトレンドをあてはめることをやっているだけではないか、と申し上げてきました。ただ今、一部の地目については、これまでの増減傾向を基に政策的な要素や社会的な要素も考慮して平成32年の面積を設定している旨の説明がありましたが、もう少し具体的にご説明いただけませんか。

#### 相原課長

農地等の一部地目については、平成12年から平成19年までの各地目面積の増減傾向を基に、平成32年の推計値を算出し、これに政策的な要素や社会的な要素も考慮して平成32年の面積を設定しております。

#### 稲村会長

県土の利用区分ごとの規模の目標の設定方法自体を議論することよりも、例えば、農地の規模の目標を例にあげますと、これまでの減少傾向を基に推計すると、これほどの減少が想定されることに対し、先ほど食料自給率のお話もありましたが、食料自給率を上げるために農地の規模の目標をどのような方向に設定していくかという政策的判断の方が重要だと思います。

ほかに御意見、御質問等はございませんか。

#### 小関委員

平成19年から平成32年にかけてこれほどの農地面積の減少が見込まれることを公表した場合、政策的な増加要素を加味して減少幅を縮小したものであっても、県民の皆さんは大変なことだと思わないでしょうか。もう少し夢のある目標数値みたいなものを作れないのかなと思います。

#### 稲村会長

今お話のあったように目標数値の作りの方が重要だと思います。例えば、農地の規模の目標について、これまでの傾向のまま推移すると平成32年にはここまで減少して大変だといふのであれば、1,600ヘクタールの減少幅の縮小にとどまらず、もっと踏み込んで農地面積を増加に転じさせていくべきではないかという意見もあろうかと思えます。

しかし、人口減少、高齢化の進展の中で、穀物消費量の動向も見通しますと、農地面積を増加に転じさせるための実効性のある施策を打ち出していくことは、現実的にはかなり難しいことだと思います。

#### 佐々木委員

先ほど、資料4の説明の中で、農地の規模の目標については、これまでのトレンドから推計すると90平方キロメートルの減少が想定されることに対し、政策的な増加要素を加味して、16平方キロメートルの減少幅の縮小を見込まれていることを、工夫を凝らしたグラフにより分かりやすく説明いただきました。この点に関して、具体的にどのような手段により減少幅の縮小を図ろうとしているのでしょうか。

#### 相原課長

政策的な増加要素として、まず耕作放棄地対策があげられます。

その内容の1点目は、耕作放棄地から農地への復元に向けた取組です。昨年度から今年度にかけて、農林水産省において、耕作放棄地の全体調査が実施されております。そして、農地への復元が可能なものと区別された耕作放棄地について、今年度から農地への復元に向けた取組が展開されております。

その内容の2点目は、適切な農地の維持・管理を通じた耕作放棄地の発生防止の取組です。

また、耕作放棄地対策以外にも、牧草地の造成という形で新たに農地を造成する計画もございます。

これらの政策的な増加要素を加味して、16平方キロメートルの減少幅の縮小を見込んでおります。

#### 藤原委員

平成19年から平成32年にかけての県土の利用区分ごとの県土面積に占める構成比の動きが小さく、また平成19年と平成32年の面積が平方キロメートル単位で表されているため、それぞれの面積についてほとんど変化がみられないのではないかと感じておりました。しかし、先ほど議長から、道路面積が17平方キロメートル増加すると見込まれていることについて、幅員25メートルの四車線道を例にあげると、680キロメートルの道路新設が必要というお話があり、面積の動きが実際には大きいということに気づくとともに、県土の利用区分ごとの規模の目標の設定方法について、十分理解しておく必要があると感じました。

この点に関して、2点ほどお伺いします。

1点目は、平成19年から平成32年にかけて住宅地面積が11平方キロメートル増加すると見込まれていますが、この算出の基礎データとして、どれくらい新規住宅建設戸数を見込んでいるのでしょうか。

2点目は、工業用地の面積が9平方キロメートル増加すると見込まれていますが、この算出の基礎データとして、例えば、どこかの工業団地の面積を一とした場合、その何個分というような形でデータを示していただくことはできませんか。

#### 事務局

はじめに、住宅地の規模の目標の設定方法について、お答えします。

10年前に第四次計画における住宅地の規模の目標を設定した際は、当時存在していた住宅建設5か年計画を基に、目標年次までに必要な新規住宅建設戸数を推計し、1戸当たりの住宅地原単位を乗じて、増加面積を算出しておりました。しかし、国において平成18年に、住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上へと政策転換がなされたことに伴い、住宅建設5か年計画は廃止されたため、今後の新規住宅建設戸数の推計自体がなくなったところです。そのため、今回は前回と同様の設定方法をとることができなかった関係で、藤原委員の御質問に対して直接的な表現によりお答えすることはできません。今回は、平成32年度末の住宅全体の現存量を推計し、1戸当たりの住宅地原単位を乗じて、平成32年の住宅地面積を算出したものです。

次に、工業用地の規模の目標に関する御質問に対して、こちらも直接的な表現によりお答えすることはできませんが、その設定方法についてお答えします。

造成済み及び造成中の工業用地については、平成32年までに分譲がすべて完了し、工業用地になることを目標としております。一方、造成計画のある工業用地については、平成32年までの完成面積のうち、50パーセントが工業用地になることを目標としております。

#### 木村美智子委員

はじめに耕作放棄地の関係で、2点ほどお伺いします。

1点目は、宮城県の農地面積に占める耕作放棄地の割合を教えてください。

2点目は、先ほど説明のあった耕作放棄地対策、具体には農地への復元に向けた取組についてです。耕作放棄地には所有者不明の土地もある中で、その復元に取り組もうとしても所有者を捜し出すのは難しいということを知っております。今回の素案の中に、耕作放棄地から農地への復元に向けた取組について記載すること自体、良いことと思っておりますが、こういった現実を直視した場合、耕作放棄地対策の実効性は確保できるのか疑問に感じております。この点についてはどのように考えているのでしょうか。

次に、資料5の18ページの(7)の「多様な主体との連携・協働による県土管理の推進」についてです。耕作放棄地に関する2点目の質問と同じようなことですが、本来所有者がいるはずの所有者不明の土地の管理に、地域内外の住民などがかわかっていこうとすること自体、手続一つをとっても困難に直面することが予測されます。そうした中で、多様な主体との連携・協働による県土管理を推進していくことは、難しいのではないかと感じております。この点についてはどのように考えているのでしょうか。

相原課長

はじめに、宮城県の農地面積に占める耕作放棄地の割合についてお答えしますと、平成19年現在で6.5パーセントとなっております。

次に、耕作放棄地に関する2点目の質問及び「多様な主体との連携・協働による県土管理の推進」に関する御質問にお答えします。

県内においても、本来所有者がいるはずの土地について、相続が繰り返されるなどして、所有者不明となる事例が発生していることは事実でございます。そうした中で、市町村や農業協同組合など地域の実情に精通したものによる耕作放棄地の農地への復元に向けた取組などへの支援を通じて、多様な主体との連携・協働による県土管理を推進していくこととしております。

稲村会長

県国土利用計画は、県土利用の方向を定める長期の目標であり、土地利用上の基本的な考え方を示したものであって、計画内容の担保、実効性の確保の面では、土地利用に関連する具体の事業を所管する他部局の理解と共通認識を得ながら、計画管理を行っていかねばならないという限界も抱えていると考えております。

そうした中で、耕作放棄地対策の実効性は確保できるのかなどの御質問に対して、土地対策課は直接施策に携わっていないので十分な回答ができる立場にはないと思いますが、当審議会における貴重な意見をきちんと集約し、市町村からの意見も積み上げていけば、より良い計画内容につながっていくと考えております。

大槻委員

先ほど一例として、農地の規模の目標の設定方法について説明があり、これまでのトレンド推計を基に、耕作放棄地対策による農地への復元等の政策的な増加要素を加味して設定したとのことでした。最終的には、現実的に達成可能な数値を設定されたのでしょうか。

稲村会長

耕作放棄地対策が十分に成果をあげていくのか、それしだいで農地の規模の目標を達成できるかどうかという面もあろうかと思えます。しかし、これまでの減少傾向を基に推計すると、これほどの農地面積の減少が想定されることに対し、耕作放棄地対策による農地への復元等の政策的な増加要素を加味して、減少幅の縮小を図っていこうという姿勢を打ち出していくことは重要だと思えます。

井口委員

県土の利用区分ごとの規模の目標について、はじめに目を引いたのは工業用地が平成19年から平成32年にかけて県全体で3割増加すると見込まれており、そのうち県中南部地域では約5割増加すると見込まれていることです。しかし、目標年次は約10年後の平成32年ということもあり、それ以外の地目については、工業用地ほどにはあまり変化がみられないのではないかと感じております。

さて、私は治水関係の様々な会議に出席し、国土交通省主催の会議にも出席していますが、近年大雨が増えており、今後も降水量は22パーセント程度増加するのではないかとデータも示されております。この話を単純に受けると、特別な対策を講じない限り、水路面積が22パーセント程度増加しないと、大雨に伴う洪水の発生は防げないのではないかとということになります。特に、広域仙台都市圏の中でも南部地域は、過去に二度の大きな洪水被害を経験していますので、切実な問題と受け止めています。今回の素案では、洪水調整機能を有する農地面積が平成19年から平成32年にかけて74平方キロメートル減少すると見込まれている一方、水面・河川・水路の県土面積に占める構成比が0.1パーセントの増加しか見込まれていない中で、大雨に伴う洪水の発生は防げないのではないかと不安を抱えています。

地球温暖化の影響で近年、大雨が増えているかどうか分かりません。地球温暖化に関しては、他の部局が所管されていると思いますが、今後仮に基準年より50パーセントの温室効果ガス排出削減に努めようとしても、30年や50年という長いスパンで見れば、地球温暖化の進行に伴う悪影響は確実に本県でも顕在化してくると思えます。本県は現在、米の主産地ですが、オーバーな話をすれ

ば、地球温暖化の進行に伴い、ミカンの主産地となったり、バナナがとれたり、冬物が全然売れなくなったりというような大きな変化が生じることも考えられます。長期的なスパンで地球温暖化の進行に伴う問題をとらえ、このまま米中心の本県農業を維持し続けていいのかという視点も含めて今回示された農地の規模の目標を考えた場合、目標年次は約10年後の平成32年と短期的なスパンではありますが、妥当な設定がなされているのかと感じております。

以上、私の感想を述べさせていただきました。

#### 稲村会長

今回示された県土の利用区分ごとの規模の目標が、実際に達成できるかどうかということは別にして、農地面積の減少にあわせて、水路面積も減少し、それによって県土の安全性が低下していくということは事実だと思います。したがって県土の保全と安全性の確保の観点から、農地が減少しても水路を維持・確保するとか、そういうことを含めて記述していただきたいと思います。

なお、余談になりますが、井口委員からお話のあった地球温暖化の関連で、一つ紹介させていただきます。青森県内にリンゴ農家の知り合いがいるのですが、その方の話によると、地球温暖化の影響もあってか、岩木山におけるリンゴの主産地が年々、山の上の方に移っているとのことでした。他に、御意見、御質問等はございませんか。

#### 木村敏男委員

2点ほどお伺いします。

1点目は、資料5の14ページの5の(3)のイに「風水害、高潮、土砂災害、豪雪及び火山噴火への対応に配慮しつつ」と記載されていますが、これらの例示の中で、本県で今後約10年間のうちに火山噴火が発生するおそれがあるのかと感じました。

2点目は、資料5の10ページの「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」の表の中で、平成19年から平成32年にかけての森林面積の減少幅は10平方キロメートルと、以前よりも減少幅が少なく見込まれているほか、森林に係る土地利用の基本方向についても、全体的には問題点をきちんと把握しながら記載されていると感じました。

しかし、資料5の5ページのハの(ロ)の「地域内外の住民や企業等の多様な主体による森林づくり」との記載について、若干意見を述べさせていただきます。

企業やNPO等による森林づくりが少しずつ広がっており、多様な主体による森林づくりの推進を期待することは動向として正しいと思いますが、ここ10数年の森林をめぐる状況からとらえますと、例えば、荒廃森林の発生防止や復元には間伐などの適切な施業が必要となりますが、これは都市住民などの素人では困難であり、基本的には林業に携わるプロの仕事ではないかと思えます。

したがって、林業に携わる者の立場から言わせていただくと、多様な主体による森林づくりの推進も大事なことですが、それよりも森林管理に対する県民の理解を得ながら、緑化活動に対する寄付等をいただいた方がありがたいとも思えます。資料5の5ページのハの(ロ)に「緑化活動への寄付など間接的に県土管理につながる取組」の文言が既に盛り込まれていますが、このような事情があることも理解していただきたいと思えます。

#### 稲村会長

今回の素案の中で、荒廃森林を県土利用上の課題の一つとしてとらえているのに、利用区分別の県土利用の基本方向の中で荒廃森林に係る直接的な記述がなく、多様な主体による森林づくり活動などの県土管理の推進、という表現が盛り込まれているにすぎません。多様な主体による植林などの森林づくりを進めていくことも大事なことですが、荒廃しそうな森林を間伐等により何とか維持し、緑豊かで美しい森林を復活させていくということを、利用区分別の県土利用の基本方向の中で記述していく必要があると思えます。緑豊かで美しい森林づくりに向けては、採算性の問題もあり、そう簡単に進むものではないと認識していますが、何らかの形で機運を盛り上げていただきたいと思えます。

#### 熊谷委員

耕作放棄地や荒廃森林が増加していくこと、中心市街地が衰退していくことには、様々な理由が

あります。これらの理由について、私達がしっかりと認知していかないと、こうしたものは目標を描いたとしても絵に描いた餅になるのではないかと危惧を抱いております。

先ほど、井口委員からお話がありましたとおり、農地や森林は治水や治山の面で非常に大きな効果をもたらしているほか、水や酸素の供給の面で大きく貢献しています。このような多面的機能を有する農地や森林を守っていくことは、素人にはたやすいことではありませんし、その役割を担うべき農林業の担い手についても、全国的に担い手不足が問題となっている状況にあります。したがって、農地や森林の保全を進めていくためには、農林業の担い手の確保が重要であるということを理解していただきたいと思います。農林業の担い手による農地や森林の保全活動が進めば、緑豊かで美しい農山村が復活すると思います。

中でも、先ほど木村敏男委員からお話のあった森林の保全について言わせていただくと、森林の適切な整備と保全の重要性について国民の皆さんに理解をしていただくことが必要であり、そのことが緑豊かで美しい森林の復活につながっていくと思います。

#### 稲村会長

担い手不足などのお話もございましたけれども、多様な主体が様々な活動に参画することによって、農業や林業に対する理解が深まり、若者などが農林業に携わろうとする動きが最近みられるようになってきております。このような動きをとらえ、例えば、間伐などの森林施業は林業に携わる者に任せておけば良い、ということではなくて、都市住民などの素人も含め社会全体で緑豊かで美しい森林づくりに向けた取組を進めていこうという機運が高まっていけば、おのずと林業に対する理解が深まっていくと思います。このようなことを理解していただきながら、「多様な主体との連携・協働による県土管理の推進」について、記載していただきたいと思います。

#### 櫻井委員

ただ今、担い手のお話もございましたけれども、なぜ担い手がいないかということを農家の立場から言わせていただくと、農業だけでは生活ができないからだと思います。毎年、米づくりのために100万円ほど投資しなければならず、そのことが赤字経営の一因にもなっています。このようなことが、今の若い人たちにおける「会社務めの方が農業よりも生活が楽にできる」という考え方に繋がっていると思います。家の跡取りとして農業を継いでいきたいと思っている方もいるのですが、農業資機材の維持費がかさみ、赤字経営が続く状況が後継に当たって足かせになっていると思います。したがって、好奇心で農業に携わろうとしている都会の若い方々と、農業に生活の基盤を置いている者とは、考えが違ってくるのだと思います。これからは、それぞれの立場を理解し、行政として必要な見直しをしていただいて、若い方が勇んで農業に携われるような世の中にしていれば良いのかなと思います。

それから、環境を守り農地を守ると言われておりますが、今、別々の窓口で、それぞれの形で国の施策が実施されているような気もするのですが、それはいかがなものかと感じております。私は農家の主婦であり、理論的なことはよくわかりませんが、そのようなことに疑問を持っております。

#### 稲村会長

貴重な御意見をいただきましたが、ここは農政審議会ではないので、農家の個別補償問題であるとか、減反政策とか、そういう話はできなくて、やはり土地利用の面から農地の重要性や森林の重要性を考慮して、農地や森林を維持していくということしか記述できないのではないかと思います。

#### 櫻井委員

皆さんが話されていることはわかりますけれども、実際にいろんなお話を聞いて、私の中で若干混乱したところもございます。しかし、先ほど私がお話した点については、御理解いただきたいと思います。

#### 稲村会長

土地利用以外の視点からの御発言についても、議事録に残りますし、当審議会でも出されたこのような意見が、宮城県全体の行政に何らかの形で反映されれば良いなと思います。

相原課長

ただ今委員の皆様から、貴重な御意見等をいただきました。検討させていただくとしたものについては、今後原案を策定していきますので、その中で検討させていただきたいと思います。

それから、土地利用に関する諸制度につきましては、会長からお話がありましたとおり、それぞれ個別の法律の中で施行されるのが当たり前となっております。国土利用計画は、土地利用に関する指標としての計画でございますので、様々な会議などを通じて、この場で出た意見については関係課に十分伝えていきたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

稲村会長

他に御意見、御質問等はありませんか。

大槻委員

災害に強い県土づくりに関して、お伺いします。1978年に宮城県沖地震があつて数十年が経過しておりますが、今後高い確率で宮城県沖地震の発生が予測されております。これほど現実味を帯びているのですから、危険区域についての情報の普及等について、何かもう少し記述すべきではないでしょうか。1978年に宮城県沖地震を経験しているにもかかわらず、その経験を忘れているのか、危険性もある程度覚悟して進出してきているのかわかりませんが、平野部にどんどん、いろいろなものが進出している傾向にあります。今後10年以内に高い確率で宮城県沖地震が発生すると予測されているにもかかわらず、危ない方へどんどんいっているように感じますので、何とか災害に配慮した県土利用へ誘導することはできないものではないでしょうか。

稲村会長

地震対策を土地利用と結びつけて、第五次計画にどこまで記述すべきか、ということでしょうか。

相原課長

例えば、宮城県沖地震であれば、津波対策が想定されますけれども、情報伝達システムの構築などのソフト対策、海岸保全施設、水門や閘門の整備などのハード対策ともに、従来から県の重要施策として位置付け、施策を展開してきております。おそらくこれからも同じような位置づけで、担当課において施策を展開していくでしょうし、県土の保全と安全性の確保の観点からとらえますと、当然それは必要なことであろうと考えられますので、関係課に伝えていきたいと考えております。

大槻委員

私が申し上げたいのは、平野部にある宅地などは、地震発生時、加速度にしたら倍くらい揺れが増幅します。ですから、平野部に進出してくるということは、危ないところへ進出しているのではないかと思います。それを知っていて進出しているのですから、危険性のある程度覚悟して進出しているものだと思いますので、大地震の発生により被害が生じたとしても保障する必要はないのではないかと感じております。つまり、農地として利用されているところに宅地や団地がこれだけ進出しているように、地震の加速度が倍に増幅されるような地盤のところへ進出しているのではないかと思います。地震がここ10数年くらいに90パーセントくらいの確率で発生すると予測されている中で、何か対応はできないのですかと申し上げているのです。地震に伴う津波が強調されておりますが、1998年の地震の際にはほとんど津浪は生じませんでした。津波だけが問題ではなく、地域の中でも地盤によっては、震度の大小そのものが問題となるということをお伝えしたいと思います。

相原課長

県の他部局の中で、災害に強い県土づくりに向けた施策を担当する課は複数ございますが、当課としては、具体的な施策を展開するというものではございません。国土利用計画の中で、県土の保全と安全性の確保に係る基本的な方向性を示して、それに基づいて、県の組織全体として災害に強い県土づくりに向けた施策を展開していくということについて、御理解いただきたいと考えております。

大槻委員

単なる土地利用のあり方の記述ではなくて、不用意に農地を住宅地に変えると、地震発生時、被害が予想以上に拡大する可能性もある、というようなことをリアルに記述できないのかなと感じております。

相原課長

御質問に対する直接的な答えとなるかわかりませんが、今回の素案の中に、できるかぎり被害を小さくする土地利用を進めていきたいという意味合いで、災害発生時の被害を極力小さくするためのオープンスペースの確保ですとか、都市における諸機能の分散配置などを盛り込んでいることについて、御理解いただきたいと思います。

大槻委員

資料5の14ページの5の(3)「県土の保全と安全性の確保」のうちの「危険地域についての情報の周知」について、もう少しリアルに記述できないでしょうか。

稲村会長

それでは、地震対策に関して、土地利用の観点から何か盛り込めることがあるか検討していただき、盛り込めるものがあれば原案に反映させていただきたいと思います。

他に御意見、御質問等はございませんか。

小関委員

資料5の用語解説の9ページに「定期借地権制度」があり、その3類型の一番最後の「事業用借地権」の期間が「10年から20年」となっていますが、去年の1月1日から使い勝手を良くするために「10年以上50年未満」に延長されていますので、訂正をお願いします。

稲村会長

それでは、先ほど藤原委員から御質問のありました、郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整の具体的な内容について、事務局から回答をお願いします。

相原課長

郊外に立地する大規模集客施設が増加することによって、中心市街地において空き地、空き店舗などの低未利用地が増加する、すなわち中心市街地の空洞化が進んでいるというような状況がみられます。先ほど藤原委員から「中心市街地へのいわゆる回帰型に変わってきている」というお話もございましたけども、今回の素案において、「地域類型別の県土利用の基本方向」の「都市」の中で、「中心市街地等における都市機能の集積等を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により、土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。」と記述しております。藤原委員からお話のありました「拡散型から回帰型への移行」につきましましては、中心市街地の活性化の観点から大変望ましい方向にあると考えておりまして、そのこととの関連で、「県土利用の基本方針」の「県土利用をめぐる新たな動きへの対応」の中に、「郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整」について盛り込んでおります。

稲村会長

大規模集客施設の立地に関しては、本当にすごい問題で、私も最近まで仙台市都市計画審議会の会長を務めておりましたがけれども、いくら仙台市がこう抑えても、もぐらたたきみたいに、ここに立地したい、そこに立地したいとなり、ここはダメ、そこもダメ、というように非常に深刻な問題となっています。仙台市を含む宮城県はまだいいほうで、例えば、山形県や青森県のある地域における事例ですが、ある地域に大規模集客施設が立地したら、周辺の自治体の商店街が壊滅状態に陥るほどの広域的な影響が生じています。そのこと自体、単一自治体の調整の範囲を越えているものと思いますし、小さな自治体では、雇用やその他の面で何とか立地してほしいという場合もあるで

しょう。そうしますと、大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整については、県で調整するしかないと思います。ぜひ、県がその役割を担って、良い方向に誘導していただきたいと思います。

熊谷委員

今年の2月定例県議会で「コンパクトで活力あるまちづくり条例」が制定されておりますが、この条例の趣旨について、どのように認識されているのでしょうか。

相原課長

お話のありました「コンパクトで活力あるまちづくり条例」の施行や、「まちづくり三法」の改正により、大規模集客施設、公共公益施設の郊外への立地が抑制され、人口減少・超高齢化社会にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に寄与するものと認識しております。今回の素案では、まちづくりの重要性を認識して、「県土利用の基本方針」の中に、その趣旨を盛り込んでいます。

熊谷委員

「コンパクトで活力あるまちづくり条例」の制定や「まちづくり三法」の改正は、今回の素案とどのように関連するのか、もう少し具体的に教えていただけませんか。

相原課長

ただ今の御質問に対して、3点ほどお答えします。

1点目として、今回の素案の3の(1)のイの「県土の有効利用及び土地利用転換の適正化」での「土地の高度利用及び計画的に良好な市街地の形成と再生」や、3の(1)のハの「県土利用をめぐる新たな動きへの対応」での「郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整の円滑な推進」という基本方針を盛り込んでいます。

2点目として、同じく3の(3)の「利用区分別の県土利用の基本方向」のへの「宅地」の中で、「郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。」と記載しております。

3点目として、同じく5の「本計画を達成するために必要な措置の概要」の(5)の「土地の有効利用の促進」の中で、「街なか居住の促進」や「市街地の再開発等を促進する」という表現を用いて、「まちづくり三法」の改正の趣旨を反映させております。

稲村会長

本日は委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらは、原案の中に直接採用される、あるいは付帯事項として各関係機関にお伝えする、というような形で反映させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の御意見を踏まえて、計画原案を検討していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

次に、議題の「(2) その他」ですが、事務局から何かございませんか。

なければ、以上で本日の議事を終了いたします。

事務局

御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、宮城県国土利用計画審議会を終了いたします。